

議第75号 呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」といいます。）の一部改正により、建築物エネルギー消費性能（以下「省エネ性能」といいます。）の基準について新たな評価方法が追加されたことに伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 省エネ性能に係る認定制度の概要

省エネ性能の向上を図るための誘導措置として、所管行政庁（呉市長）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」といいます。）により、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画の認定」といいます。）^{*1}及び建築物が省エネ性能の基準に適合している旨の認定（以下「表示認定」といいます。）^{*2}を行うことができます。

※1 性能向上計画の認定

建築主等は、建築物の新築等をする際に、当該建築物の新築等に関する計画が法の誘導基準に適合している旨の認定を所管行政庁に申請することができ、当該認定を受けると、省エネ性能向上のための設備を設ける部分の床面積（当該建築物の延べ面積の10分の1が上限）を、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない特例が適用されます。

※2 表示認定

建築物の所有者は、当該建築物が省エネ性能の基準に適合している旨の認定を所管行政庁に申請することができ、当該認定を受けると、当該建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に認定を受けている旨の表示をすることができます。

3 条例改正に係る基準省令の一部改正の内容

住宅の省エネ性能基準への適合率の向上及び設計者等の負担軽減のため、次に掲げる評価方法が追加されました。

(1) 共同住宅の共用部分を除外する省エネ性能の評価方法

共同住宅に係る性能向上計画の認定及び表示認定の省エネ性能の評価方法については、住戸部分と共用部分（廊下、階段等）を合わせて評価をすることとされていますが、共用部分を除外して評価する方法（以下「共用部分除外評価方法」といいます。）が追加されました。

(2) 住宅に係る簡易な省エネ性能の評価方法

住宅（一戸建て住宅及び共同住宅をいいます。）に係る表示認定の省エネ性能の評価方法については、住戸の各部位及び各設備について詳細な計算を必要とする標準的な方法と住戸の各部位及び各設備が国の仕様基準に適合しているかを確認する簡易的な方法がありますが、一戸建て住宅については詳細な仕様を固定値とし、入力項目数を削減した簡易な評価方法（以下「モデル住宅法」

といます。)が、共同住宅については計算の単位を階ごととし、入力項目数を削減した簡易な評価方法(以下「フロア入力法」といいます。)がそれぞれ追加されました。

4 条例改正の内容

(1) 共用部分除外評価方法の追加に係るもの

共用部分除外評価方法による性能向上計画の認定及び変更の認定並びに表示認定の申請に係る審査手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算定します。

(2) モデル住宅法又はフロア入力法の追加に係るもの

表示認定の申請に係る審査手数料の額は、国が示した表示認定審査に係る審査所要時間を基に、本市における人件費等の状況を勘案して定めることとしていますが、モデル住宅法及びフロア入力法によるものについては、現在使用している簡易的な評価方法と審査所要時間が同等であるため、モデル住宅法及びフロア入力法により表示認定審査を行う場合の当該手数料の額については、現在使用している簡易的な評価方法による場合と同額とします。

5 施行期日

公布の日